

論 点 等 整 理 シ ー ト

事業番号:0020

部 局 名	法務省矯正局		
政 策 ・ 施 策 名	矯正処遇の適正な実施		
事 業 名	被収容者生活関連業務の維持		
予 算 額	平成27年度	平成28年度	
	25,897 百万円	24,792 百万円	
【選定の視点, 理由等】			
<p>当事業のうち, 刑事施設の被収容者に対する医療費については, 拘禁を行う国の責務として国費による負担となっているところ, 医療費節減のため, 医薬品については, 各刑事施設単位で, 原則として一般競争入札で後発医薬品等を含めた医薬品を広く選択できるよう, 医薬品の商品名ではなく一般名による調達を推進することとしており, また, 被収容者を外部医療機関において受診させる場合については, 特段の事情がない限り, 診療報酬点数1点当たり10円の医療機関の選定を推進するなどしているものの, 現在, 刑事施設に収容されている被収容者の高齢化が進行していること等に伴い, 医療費の増加が懸念されることから, 同経費の抑制を図る検討が必要である。</p> <p>また, 矯正施設に勤務する矯正医官は, 施設内における適正な医療体制を維持する上で必要不可欠であるところ, 現在, 矯正医官は深刻な欠員状況となっており, 施設内における適正な医療体制の維持に支障を生じている現状にある。</p>			
【論点等】			
<p>○刑事施設における被収容者に対する医療は, 「社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずる」(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条)として規定され, 24時間を通じ, 間断なく拘禁・処遇している国の責務であり, 医療費は義務的に発生する。</p> <p>一般社会と同様, 刑事施設においても被収容者の高齢化が進行し, また, 薬物事犯者や精神患者等, 入所時から健康に問題がある者が多数おり, 医療費の増加が懸念されるが, 同経費の抑制を図る具体策・有効策はあるか。</p>			
【医薬品の調達】			
<p>→近隣地域の矯正施設等で共同調達を行い, 可能な限りスケールメリットによる競争が働く具体策・有効策を確立できないか。</p> <p>→ジェネリック医薬品の数量シェア率をさらに推進又は維持する方策はないか。</p>			
【矯正医官の確保】			
<p>→矯正施設の適正な医療体制を構築・維持するとともに, 外部診療等に係る経費を抑制するため, 矯正医官の欠員を充足する必要があるところ, 矯正医官を確保するための具体策・有効策はあるか。</p>			
【その他予算の効率化】			
<p>→被収容者の病院移送及び外医治療については, 診療報酬点数が1点10円の外部医療機関を選定するよう指導しているところであるが, これをさらに推進する具体策・有効策を確立できないか。</p>			